

府中市道路等包括管理事業
(全域2期)

要求水準書

令和5年9月

府中市

目 次

第1章 総 則

1	要求水準書の位置付け	1
2	要求水準の達成	1
3	要求水準書の見直し	1
4	要求水準を満たさない場合の措置	2
5	その他	2

第2章 事業概要

1	業務件名	3
2	業務目的	3
3	履行期間	3
4	対象区域	4
5	対象施設	8
6	業務範囲	13
7	適用法令、行政計画・要領・基準類	14

第3章 要求水準

1	業務全体の要求水準	17
(1)	基本方針	17
(2)	全域1期の管理基準	17
2	実施体制	20
(1)	配置予定の技術者	20
(2)	個別業務に求める体制等	20
(3)	服装等	21
(4)	保険加入	21
(5)	事故等の報告及び対応	21
(6)	地域住民及び周辺環境への配慮	21
(7)	埋設物の損傷防止	22
(8)	施設・機材・材料	22
(9)	道路使用許可	22
(10)	関係者との連携	22

3 総価契約の業務項目の要求水準

(1) 統括マネジメント業務の要求水準	23
(2) 巡回業務の要求水準	26
(3) 事故対応業務の要求水準	27
(4) 災害対応業務の要求水準	28
(5) コールセンター業務の要求水準	32
(6) 要望相談対応業務の要求水準	33
(7) 補修・修繕業務の要求水準	33
(8) 道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務の要求水準	34
(9) 植栽管理業務の要求水準	36
(10) 害獣・害虫対応業務の要求水準	38
(11) 法定外公共物管理業務の要求水準	39
(12) 清掃業務の要求水準	40
(13) 占用物件管理業務の要求水準	44

4 単価契約の業務項目の要求水準

(1) 新設・補修・更新業務の要求水準	46
(2) 樹木剪定等業務の要求水準	47

第1章 総 則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「府中市道路等包括管理事業（以下「本事業」という。）」に関する各種業務について、府中市（以下「市」という。）が本事業を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本事業においては、受注者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、性能発注※¹の手法を導入している。受注者は、委託対象区域で実施する各業務が本要求水準書に定められた所要の水準を維持し、市民等が安心安全に施設の利用ができるように、適切な維持管理を行わなければならない。

なお、本要求水準書は、現時点において市が考えている基本的な水準を示すものであり、受注者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

2 要求水準の達成

受注者は、本要求水準書に定める要求水準を達成するよう、業務を遂行しなければならない。そのうえで、受注者は、全域1期と同等以上の施設の状態を保たなければならない。また、全域2期で新たに加わった業務については、市が実施していた作業で得られる結果と同等以上の施設の状態を保たなければならない。

3 要求水準書の見直し

契約期間中に当初想定し得なかった課題が生じた際、本要求水準書の内容を見直すことで改善できる事項がある場合は、委託実施の途中段階であっても本要求水準書を見直すことができる。

なお、見直しにあたっては、市と受注者で協議のうえ、その内容を定めるものとする。

本事業は、市と受注者の合意があった場合、次のとおり契約期間内に要求水準を見直す協議ができるものとする。見直し協議回数は年1回とし、時期は2月を予定する。

(1) 要求水準の見直し

市は、受注者と協議のうえ、事業期間中に要求水準の見直しを行うことができる。

要求水準の見直しは、次の場合に行う。

- ア 法令や各種指針、基準等が改正され、要求水準の変更が必要となった場合
- イ 市の事由により業務内容の変更が必要となった場合
- ウ その他、道路課が業務内容の変更が特に必要と認める場合

(2) 要求水準の見直しに伴う契約変更

市と受注者は、要求水準の変更に伴い、必要に応じて契約変更等を行うこととする。

(3) 要求水準書の内容に疑義が生じた場合の対応

要求水準について、市と受注者の間に解釈の相違がある際は、全域1期の管理水準やその他の路線の状況等を参考基準として協議を行う。

4 要求水準を満たさない場合の措置

市は、本要求水準書に定める水準を満たすことができないと判断した場合は、別紙の「モニタリング手順書」に基づき、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受注者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

5 その他

(1) 係争に対する措置

次の書類の解釈に疑義が生じた場合は、市と受注者は本事業の事業目的の遂行を前提とし、誠意を持って協議のうえで解決を図るものとする。

ア 市が公募手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書

イ 受注者が応募手続きにおいて提出した事業計画等の提案資料

ウ 市と受注者との間で締結された事業契約等

(2) 管轄裁判所の指定

契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(3) 本事業の継続が困難となった場合の措置

ア 受注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、別紙の「モニタリング手順書」に基づく手続きを繰り返しても、本事業の継続が困難と認められる場合、契約解除を行うことができる。また、この場合において、契約を終了したことを公表することができるものとする。

イ その他の事由により委託の継続が困難となった場合

契約書の定めに基づき対応を協議する。

(4) リスク分担

市と受注者の責任分担を明確化するため、本事業において想定されるリスクの責任分担は、別紙の「リスク分担表」に示す。

(5) モニタリングの実施

市及び受注者自らが実施する業績監視を別紙の「モニタリング手順書」に示す。

(6) 提出書類等

市に提出する書類等は、市担当者が指示する日までに必ず提出するものとし、内容に変更等が生じた場合は、早急に市と協議し承諾を得ること。また、手続きが必要となった場合は、速やかに行うこと。

※1 性能発注

性能発注とは、発注者（市）が要求する性能を満たすことを目的とし、受注者が自ら手法を提案して行う委託方式である。

従来の公共事業においては、発注者（市）が施設の構造、資材、施工方法、運営方法等について詳細な仕様を定めて発注（仕様規定型発注）してきた。一方、性能発注は、市が要求するサービス水準（性能）を受注者に提示し、サービス水準を遵守するための具体的な方法やプロセス等については、受注者の自由裁量に任せる発注方法である。

市は、性能発注を取り入れることにより、受注者が自らのノウハウを最大限発揮し、低コストで良質な市民サービスの提供が実現することを期待している。

第2章 事業概要

本事業は、市全域を「東地区」「南西地区」「北西地区」の3地区に分割し実施するものである。

また、東地区は、道路等包括管理事業のコールセンター業務を行うことから、3地区の取りまとめ役を担うものとする。

1 業務件名

- (1) 府中市道路等包括管理事業（東地区）
- (2) 府中市道路等包括管理事業（南西地区）
- (3) 府中市道路等包括管理事業（北西地区）

2 業務目的

本事業は、「府中市インフラマネジメント計画（2018年度）」及び令和6年度以降に更新が予定されている新たな「府中市インフラマネジメント計画」に基づき実施する。

本事業は、舗装の補修や街路樹剪定などの異なる業務を一括して複数年度契約で受注者に委託し、合わせて事務処理方法の見直し及び効率化を行うとともに、性能発注の手法を取り入れることで事業者のノウハウを活用し、更に予防保全型管理^{※2}にも対応することで、市民サービスの向上及び管理経費増大の抑制を図ることを目的とする官民連携事業である。

また、市道等を市民が継続して安全に利用できることを前提とし、市が管理する道路等の施設を対象とした維持管理や補修等を包括的に民間事業者へ委託するものであり、府中市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）における市の中心拠点である府中駅周辺地区や馬場大門のけやき並木、その他駅周辺等の地域拠点等のにぎわいの創出やまちづくりへの協力、景観・環境維持等に貢献することを期待する。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

※2 予防保全型管理

予防保全型管理とは、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法である。市は、本事業において市民等の要望相談等が寄せられる前に、受注者が自らのパトロール等で、要望相談等に繋がる原因を事前に発見・対応することで、市民等からの要望相談等が減少し、市民サービスの向上に繋がることを期待している。

(1) 府中市道路等包括管理事業（東地区）の対象区域

「図2 東地区 対象区域図」のとおり、南側及び東側は近隣市との行政境界、南西側は府中街道（主要地方道17号・9号）、北西側は甲州街道（一般国道20号）と小金井街道（主要地方道15号）、北側は近隣市との行政境界に囲まれた区域とする。

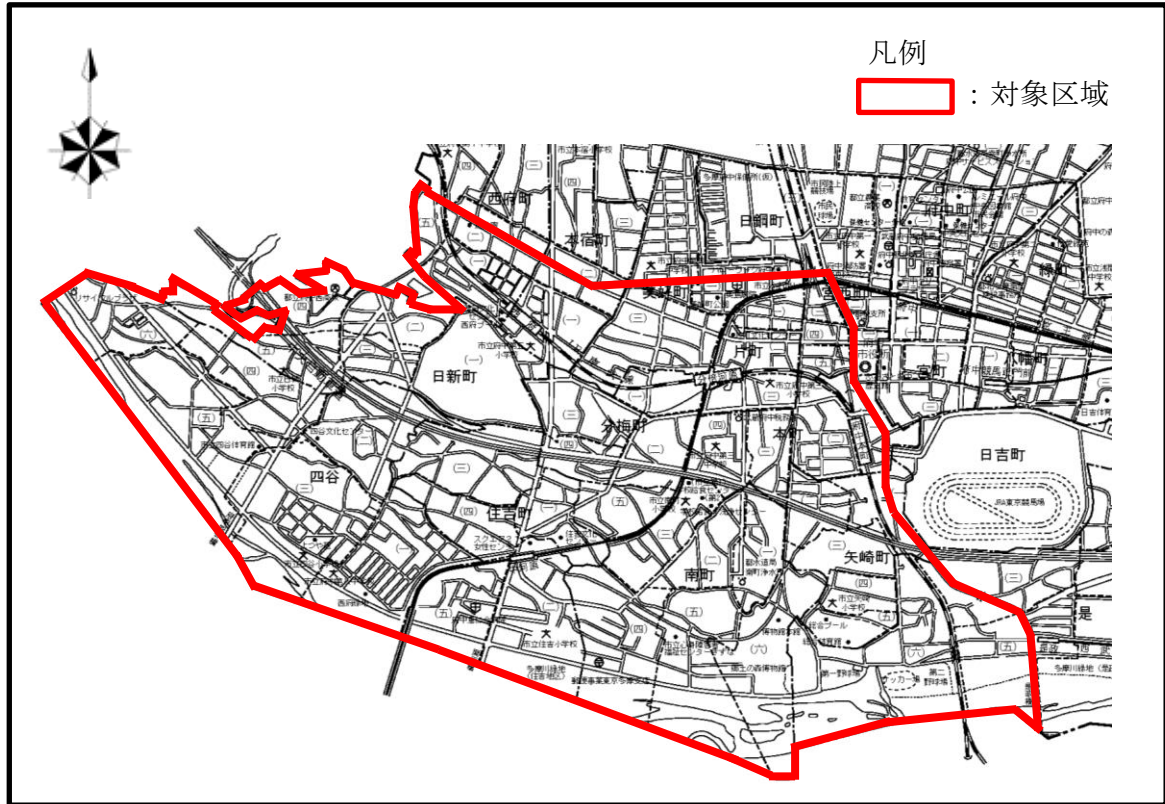
図2 東地区 対象区域図



(2) 府中市道路等包括管理事業（南西地区）の対象区域

「図3 南西地区 対象区域図」のとおり、南側及び西側は、近隣市との行政境界、北側は甲州街道（一般国道20号）、東側は府中街道（主要地方道17号・9号）に囲まれた区域とする。

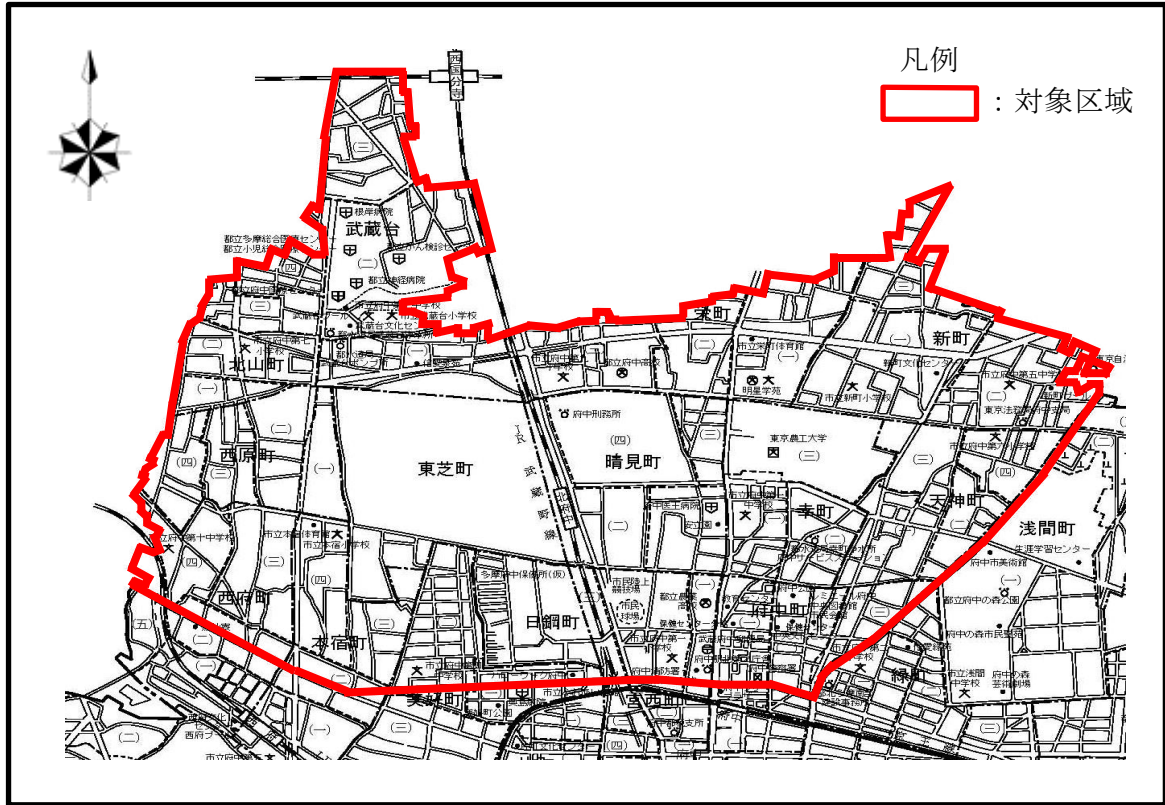
図3 南西地区 対象区域図



(3) 府中市道路等包括管理事業（北西地区）の対象区域

「図4 北西地区 対象区域図」のとおり、南側は甲州街道（一般国道20号）、西側及び北側は近隣市との行政境界、東側は小金井街道（主要地方道15号）に囲まれた区域とする。

図4 北西地区 対象区域図



5 対象施設

(1) 府中市道路等包括管理事業（東地区）

本事業の東地区で対象とする施設は、対象区域内の市道等に設置された市が管理する施設（車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋りょう、立体横断施設等、大型構造物、街路樹、道路反射鏡、案内標識、法定外公共物、維持管理協定が結ばれている箇所等）を対象とする。令和4年度末時点の各施設の数値を次の「表1 東地区対象施設一覧表」に示すとおりとする。なお、令和5年度以降に増加した施設も本事業の対象に含むものとする。

表 1 東地区対象施設一覧表

施設項目	種別	数量		備考
市道	道路	1,029 路線	183,527m	
橋りょう	道路橋	5 橋	213.0m	鶴代橋
			10.94m	白糸台1号
			10.54m	白糸台2号
			15.0m	白糸台3号
			14.76m	小柳橋
	歩道橋	5 橋	10.5m	紅葉丘歩道橋
			16.6m	西武多摩川線横断歩道橋
			31.32m	車返団地横断歩道橋
			24.47m	南白糸台横断歩道橋
			34.54m	府中駅北口歩道橋（府中スカイナード）
立体横断施設等	ペDESTリアンデッキ （屋根・階段を含む）	2 か所	約 1,560 m ²	府中駅北口
			約 3,500 m ²	府中駅南口
	エレベーター	5 基	着床階数 5 15 人乗	府中駅南口
			着床階数 2 18 人乗	府中駅北口
			着床階数 2 17 人乗	多磨駅東口
			着床階数 2 17 人乗	多磨駅西口
			着床階数 2 11 人乗	府中スカイナード
	エスカレーター	2 基	40 m ²	多磨駅自由通路（駅東側上り）
多磨駅自由通路（駅西側上り）				

大型構造物	ボックスカルバート	1 箇所	26.2m	白糸台小北地下道
	擁壁	4 箇所	362.2m	白糸台通りアンダーパス
			34.6m	白糸台4丁目擁壁
			240.9m	九中通りアンダーパス
			200m	小柳散歩道
	多磨駅自由通路	1 箇所	1,500 m ²	
ケヤキ並木	ケヤキ等	—	63 本	けやき並木通り甲州街道以南
街路樹	低 木	—	26,597 m ²	刈込の面積
	中・高 木	78 路線	3,649 本	
道路反射鏡 (カーブミラー)	—	—	1,246 基 (1 面 595 基 2 面 651 基)	
標識	施設案内標識	—	206 基	
	警戒・その他標識	—	159 基	
	街区表示板	—	2,691 基	
遊歩道等	舗装・車止め等	3 路線	—	
法定外公共物	市有通路	78 箇所	—	
	赤道・水路 ・その他市が管理するもの	—	区域内全て	市保有の特定図面参照

(2) 府中市道路等包括管理事業（南西地区）

本事業の南西地区で対象とする施設は、対象区域内の市道等に設置された市が管理する施設（車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋りょう、立体横断施設等、大型構造物、街路樹、道路反射鏡、案内標識、法定外公共物、維持管理協定が結ばれている箇所等）を対象とする。令和4年度末時点の各施設の数値を次の「表2 南西地区対象施設一覧表」に示すとおりとする。なお、令和5年度以降に増加した施設も本事業の対象に含むものとする。

表 2 南西地区対象施設一覧表

施設項目	種別	数量		備考
市道	道路	815 路線	145,458m	
橋りょう	道路橋	15 橋	16.6m	みょうらい橋
			7.5m	中央道側道1号
			4.7m	矢崎排水第三号橋
			4.54m	256号
			4.5m	雑田橋
			2.46m	261号
			2.4m	262号
			5.8m	大山橋
			4.0m	相模橋
			2.9m	264号
			3.7m	208号
			2.36m	265号
			2.73m	火の見橋
			2.99m	267号
			2.4m	270号
	歩道橋	6 橋	19.4m	分倍1号橋
			32.86m	第五小前歩道橋
			47.77m	西府駅南側西府崖線歩道橋
			55.8m	本町2丁目跨線人道橋
53.77m			分倍河原駅人道橋	
8.11m	観月橋			
立体横断施設等	エレベーター	6 基	着床階数2 11人乗	府中本町駅構外北側
			着床階数2 11人乗	府中本町駅構外西側
			着床階数2 13人乗	西府駅自由通路（駅北側）

			着床階数 2 13 人乗	西府駅自由通路（駅南側）
			着床階数 2 24 人乗	西府駅南側歩道橋
			着床階数 2 20 人乗	分倍河原駅南側
	エスカレーター	4 基	76 m ²	西府駅自由通路（駅北側上り）
				西府駅自由通路（駅北側下り）
				西府駅自由通路（駅南側上り）
				西府駅自由通路（駅南側下り）
大型構造物	ボックスカルバート	4 か所	35.3m	矢崎町3丁目歩道アンダーパス
			39.7m	観月橋立体
			68.34m	西府駅地下通路-1
			68.34m	西府駅地下通路-2
	擁壁	4 か所	95.48m	矢崎町3丁目歩道アンダーパス
			148.2m	観月橋立体
			142.23m	村雨川ガード
西府駅自由通路	1 か所	905 m ²		
街路樹	低 木	—	17,288 m ²	刈込の面積
	中・高 木	90 路線	2,321 本	
道路反射鏡 （カーブミラー）	—	—	909 基 （1 面 419 基 2 面 490 基）	
標識	施設案内標識	—	179 基	
	警戒・その他標識	—	134 基	
	街区表示板	—	2,109 基	
遊歩道等	舗装・車止め等	5 路線	—	
法定外公共物	市有通路	63 か所	—	
	赤道・水路 ・その他市が管理するもの	—	地区内全て	市保有の特定図面参照

(3) 府中市道路等包括管理事業（北西地区）

本事業の北西地区で対象とする施設は、対象区域内の市道等に設置された市が管理する施設（車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋りょう、立体横断施設等、大型構造物、街路樹、道路反射鏡、案内標識、法定外公共物、維持管理協定が結ばれている箇所等）を対象とする。令和4年度末時点の各施設の数値を次の「表3 北西地区対象施設一覧表」に示すとおりとする。なお、令和5年度以降に増加した施設も本事業の対象に含むものとする。

表 3 北西地区対象施設一覧表

施設項目	種別	数量		備考
市道	道路	632 路線	107,967m	
橋りょう	道路橋	1 橋	71.0m	富士見通り立体橋
	歩道橋	4 橋	23.0m	武蔵台3丁目跨線橋
			11.35m	第六小前歩道橋
			12.65m	第九小前歩道橋
			19.65m	東芝町地内歩行者用通路階段橋
立体横断施設等	エレベーター	1 基	着床階数 2 9 人乗	府中駅北口構外（朝日生命ビル） ※屋外階段、屋外通路を含む
大型構造物	擁壁	3 か所	175.58m	武蔵台通りアンダーパス
			227.4m	横街道アンダーパス
			335.4m	富士見通り立体
ケヤキ並木	ケヤキ等	—	65 本	けやき並木通り甲州街道以北
街路樹	低 木	—	11,776 m ²	刈込の面積
	中・高 木	53 路線	2,327 本	
道路反射鏡 (カーブミラー)	—	—	1,012 基 (1 面 457 基 2 面 555 基)	
標識	施設案内標識	—	133 基	
	警戒・その他標識	—	25 基	
	街区表示板	—	2,070 基	
法定外公共物	市有通路	73 か所	—	
	赤道・その他市が管理するもの	—	区域内全て	市保有の特定図面参照

6 業務範囲

(1) 受注者の業務範囲

本事業により受注者が実施する業務範囲は、対象施設における次の「表4 受注者の業務範囲」とする。

表 4 受注者の業務範囲

	分類	業務項目	業務内容
総 価 契 約	マ ネ ジ メ ン ト 業 務	1.統括マネジメント業務	①業務計画書の作成
			②業務報告
			③定例会議の開催
			④モニタリングの実施と報告
			⑤引継ぎ作業
		2.巡回業務	⑥定期巡回
	⑦緊急巡回		
	⑧府中警察署との合同パトロール		
	3.事故対応業務	⑨事故対応	
	4.災害対応業務	⑩災害対応	
	5.コールセンター業務	⑪市民等からの要望相談受付 ※東地区が全体を統括し、他地区へ連絡。 他地区はコールセンターからの連絡対応を行う。	
	6.要望相談対応業務	⑫要望相談への対応	
	舗 装	7.補修・修繕業務	⑬損傷箇所の補修・修繕（50万円未満）
	構 造 物 道 路	8.道路反射鏡・案内標識・ 街区表示板管理業務	⑭道路反射鏡の維持管理
			⑮案内標識の維持管理
			⑯街区表示板の維持管理
	植 栽	9.植栽管理業務	⑰街路樹の定期剪定業務（けやき並木通りのケヤキの剪定を除く）
			⑱除草（植栽樹、街渠、ILBの隙間等）
		10.害獣・害虫対応業務	⑲害獣・害虫の対応
	11.法定外公共物・水路管理 業務	⑳法定外公共物、廃滅水路、用水路の除草等の維持管理	
	清 掃	12.清掃業務	㉑道路清掃
			㉒歩道清掃
			㉓雨水枡内の汚泥除去（浚渫）
			㉔除雪
		13.占用物件管理業務	㉕不法占用物対応の支援 ㉖不法投棄の現地状況確認及び原状回復

単価契約	維持・工事	新設・補修・更新業務	新設・補修・更新業務 (50万円以上500万円未満) ※50万円未満は、総価契約(補修・修繕業務)を含む
	街路樹	樹木剪定等業務	けやき並木通りのケヤキの剪定のほか、市道や法定外公共物・用排水路における倒木の処理、枯損木の伐採、補植など、日常の維持管理に該当しない業務及び植栽管理に対する受注者からの提案に基づく業務

(2) 市の業務範囲

市は、「第2章6(1)表4 受注者の業務範囲」に示す受注者の業務の実施における、管理・監督を行う。また、「府中市地域防災計画」で想定する災害が発生した場合は、災害対策本部からの要請に基づき、業務実施を指示する。

7 関係法令、行政計画・要領・基準類

(1) 適用法令など

- ア 受注者は、本事業の実施にあたり、契約書を遵守しなければならない。
- イ 受注者は、本事業の履行に必要な関係法令及び行政計画・要領・基準類を遵守しなければならない。また、関係法令及び行政計画・要領・基準類の改正等については、最新の法令等を遵守しなければならない。

(2) 関係法令

本事業実施に関わる主な関係法令は、次のとおりである。

- ア 道路法(昭和27年法律第180号)
- イ 道路運送法(昭和26年法律第183号)
- ウ 道路交通法(昭和35年法律105号)
- エ 河川法(昭和39年法律第167号)
- オ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- カ 消防法(昭和23年法律第186号)
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ク 環境基本法(平成5年法律第91号)
- ケ 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- コ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- サ 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- シ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- ス 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- セ 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- ソ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- タ 建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)

- チ 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成3年法律第48号)
- ツ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネルギー法)(昭和54年法律第49号)
- テ 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)
- ト 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)
- ナ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律31号)
(新型インフルエンザ等対策政府行動計画、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、府中市新型インフルエンザ等対策行動計画)
- ニ 府中市道路条例
- ヌ 府中市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例
- ネ 府中市個人情報保護に関する法律施行条例
- ノ その他関連法令・施行規則等

(3) 行政計画・要領・基準類

本事業の実施に関わる主な行政計画・要領・基準類は、次のとおりである。

- ア 「第7次府中市総合計画」(令和4年4月 府中市)
- イ 「府中市インフラマネジメント計画(2018年度)」(平成30年7月 府中市)
- ウ 「道路構造令の解説と運用」(令和3年3月 公益社団法人 日本道路協会)
- エ 「道路維持修繕要綱(改訂版)」(昭和53年7月 公益社団法人 日本道路協会)
- オ 「道路の維持管理」(平成30年3月 公益社団法人 日本道路協会)
- カ 「道路橋示方書・同解説I~V」(平成29年11月 公益社団法人 日本道路協会)
- キ 「コンクリート道路橋設計便覧」(令和2年9月 公益社団法人 日本道路協会)
- ク 「コンクリート道路橋施工便覧」(令和2年9月 公益社団法人 日本道路協会)
- ケ 「コンクリート標準示方書設計編」(令和5年3月 公益社団法人 土木学会)
- コ 「解説・河川管理施設等構造令」(平成12年1月 公益社団法人 日本河川協会)
- サ 「道路土工要綱」(平成21年7月 公益社団法人 日本道路協会)
- シ 「舗装設計施工指針」(平成18年2月 公益社団法人 日本道路協会)
- ス 「舗装性能評価法」(平成25年4月 公益社団法人 日本道路協会)
- セ 「舗装調査・試験法便覧」(平成31年3月 公益社団法人 日本道路協会)
- ソ 「道路緑化技術基準・同解説」(平成28年3月 公益社団法人 日本道路協会)
- タ 「土木構造物設計ガイドライン」(平成31年3月 国土交通省)
- チ 「土木構造物設計マニュアル(案)土木構造物・橋梁編」(平成11年11月 一般社団法人 全日本建設技術協会)
- ツ 「建設省制定土木構造物標準設計」(一般社団法人 全日本建設技術協会)
- テ 「道路橋補修便覧」(公益社団法人 日本道路協会)
- ト 「道路橋補修・補強事例集」(平成24年3月 公益社団法人 日本道路協会)
- ナ 「橋梁定期点検要領」(平成31年3月 国土交通省)
- ニ 「道路橋定期点検要領」(平成31年2月 国土交通省)
- ヌ 「道路橋伸縮装置便覧」(昭和45年4月 公益社団法人 日本道路協会)
- ネ 「防護柵の設置基準・同解説」(令和3年3月 公益社団法人 日本道路協会)

- ノ 「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和59年10月 公益社団法人 日本道路協会)
- ハ 「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)
- ヒ 「東京都土木工事標準仕様書」(令和4年4月 東京都)
- フ 「土木材料仕様書」(令和5年4月 東京都建設局)
- ヘ 「土木工事施工管理基準」(府中市)
- ホ 「工事記録写真撮影基準」(府中市)
- マ 「府中市道路反射鏡設置基準」(令和元年10月 府中市)
- ミ 「東京都建設リサイクルガイドライン」(令和5年4月 東京都)
- ム 「府中市公共工事に係る環境配慮指針」(府中市)
- メ 「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」(平成20年2月 府中市)
- モ 「府中市街路樹の管理方針」(平成29年3月 府中市)
- ヤ 「府中市橋梁長寿命化修繕計画」(平成30年3月)
- ユ 「府中駅ペDESTリアンデッキ維持管理計画」(令和2年3月)
- ヨ その他、関連要綱・各種基準等

第3章 要求水準

1 業務全体の要求水準

(1) 基本方針

本事業における総価契約及び単価契約の業務実施の基本方針は、次のとおりとする。

ア 安心・安全の確保

通行者等及び周辺住民の利用における安心・安全を確保する。

イ 質の高いサービス水準の確保

受注者との協働を促進し、快適で質の高いサービス水準を確保する。

ウ 予防保全型管理の推進

年間を通して良好な沿道景観の維持を図る。

エ 持続可能性の確保

府中市インフラマネジメント計画の主旨を踏まえ、コストを最適化し、中長期的に持続可能な管理を行う。

(2) 全域1期の管理水準

受注者は基本方針に則り、全域1期（令和3年度から令和5年度）と同等以上の安全性を得られるよう管理を行わなければならない。なお、同等以上の安全性は、次の「表5 全域1期の管理水準」に基づき適切な管理状態が保たれているか判断を行うこととする。また、全域2期で新たに加わった業務については、市が仕様書により業務を委託していた時と同等以上の安全性を得られるよう管理を行わなければならない。

表 5 全域1期の管理水準

施設	箇所	分類	全域1期の管理水準
道路 ・ 市有 通路 ・ 橋り ょう	路面 及び 附属 施設	補修	該当箇所を要因とし、通行者等が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、通行者等の身体及び財産に影響を与える可能性がある場合に対応すること（事故の発生が想定される場合など）。
		清掃	定期的な清掃を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。 ・支障物により、通行に支障がある場合（事故の可能性のある場合など）。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。
		その他	市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応すること。

施設	箇所	分類	全域1期の管理水準
	街路樹 ・ 植栽帯	剪定	定期的な剪定・ヤゴ取りを基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。 ・通行に支障がある場合（通行不能など）。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。 ・民有地に枝が越境している場合。
		除草	定期的な除草を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。 ・通行に支障がある場合。
		消毒（害虫 駆除）	害虫の落下等により、通行に支障がある場合に対応すること。
		その他	市の管理する街路樹以外については、所有者及び管理者が対応すること。
	道路 反射鏡	修繕	次の場合に、修繕を行うこと。 ・通行に支障がある場合。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。 ・施設の寿命を短くする恐れのある場合。
		その他	市の管理する道路反射鏡以外については、所有者及び管理者が対応すること。
	案内 標識	修繕	次の場合に、修繕を行うこと。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。 ・施設の寿命を短くする恐れのある場合。
		支柱 修繕	次の場合に、修繕を行うこと。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。 ・施設の寿命を短くする恐れのある場合。
		その他	・市の管理する案内標識以外については、所有者及び管理者が対応すること。
	街区 表示板	修繕	次の場合に、修繕を行う。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。 ・破損、脱落等がある場合。
	その他	利用状況 管理	次の場合、是正や勧告などの支援を行うこと。 ・通行者等が、施設に損傷や汚染を与えている場合。また、その恐れがある場合。 ・施設の一部又は全部を無断で占有している場合。 ・営業活動を行う者がある場合。 ・その他、通常想定される範囲内で他の通行者等の通行を妨げる場合や、施設上で通行者等の治安を乱す行為がある場合。

施設	箇所	分類	全域1期の管理水準
赤道 廃滅 水路	赤道 廃滅 水路	清掃	隣接の土地所有者の身体及び財産に影響を与える場合に緊急的な対応を行うこと。
		除草	利用に支障がある場合。
		利用状況 管理	施設の一部又は全部を無断で占有している場合、是正や勧告などの支援を行うこと。

表 5-2 市が仕様書により委託していた際の管理水準

施設	箇所	分類	市が仕様書により委託していた際の管理水準
用水路	用水路	清掃	隣接の土地所有者の身体及び財産に影響を与える場合に緊急的な対応を行うこと。
		除草	利用に支障がある場合。
		利用状況 管理	施設の一部又は全部を無断で占有している場合、是正や勧告などの支援を行うこと。
道路 反射鏡	道路 反射鏡	新設	道路反射鏡（カーブミラー）の設置基準に合致した箇所への新設。

「全域1期の管理水準」及び「市が仕様書により委託していた際の管理水準」には、原則となる考え方のみを記載しているが、本事業の全ての業務においては、市民等からの要望相談や市からの指示について、迅速な対応を行うこと。

なお、状況確認、作業必要性の判断及び実施については、以下のとおりとする。

- ア 現地の状況を迅速に把握し、必要に応じて市担当者へ報告する。
- イ 現地確認時に安全性に問題がある場合は、直ちに二次被害が起きないように安全確保をし、その場で危険に関する注意喚起を行う。
- ウ 緊急に措置を講じる必要がある場合又は即時対応が可能と判断した場合は、安全に十分配慮し、即時作業を行う。なお、天候等により対応や作業が困難な場合は実施日時等を協議調整し、市担当者へ報告する。
- エ 全域1期の管理水準を基にし、早期に措置を講じる必要があると判断した場合は、速やかに実施日時等を協議調整する。

2 実施体制

(1) 配置予定の技術者

受注者は、本事業を実施するにあたり、「統括責任者」及び「副統括責任者」を配置しなければならない。

ア 「統括責任者」は構成企業等から1名選出し、次のいずれかに該当する資格を有し、かつ道路維持管理に関する業務について、5年以上の実務経験を有する者でなければならない。

- 1) 1級又は2級土木施工管理技士
- 2) 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）

イ 「副統括責任者」は構成企業等から各1名選出し、次の資格要件もしくは業務経験のいずれかを有しなければならない。

- 1) 1級又は2級土木施工管理技士
- 2) 1級又は2級造園施工管理技士
- 3) 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）
- 4) 道路維持管理に関する業務について、5年以上の実務経験を有する者

ウ その他

「統括責任者」は、専任とする。また、「副統括責任者」のうち1名以上を専任とする。なお、契約条項の第4条 主任技術者又は責任者は、「統括責任者」と読み替える。

(2) 個別業務に求める体制等

ア 総価契約の各業務（統括マネジメント業務、巡回業務、事故対応業務、災害対応業務、コールセンター業務、要望相談対応業務、補修・修繕業務、道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務、植栽管理業務、害獣・害虫対応業務、法定外公共物・水路管理業務、清掃業務、占用物件管理業務）の作業実施時は、統括責任者及び副統括責任者のいずれか1名を現場に配置しなければならない。

なお、統括責任者及び副統括責任者と同等の資格及び実務経験を有する者を代理として、事前に市に承諾を得た場合は、これに代えることができる。

イ 総価契約の植栽管理業務のうち、街路樹の剪定作業を実施する場合は、次のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

- 1) 1級又は2級造園施工管理技士
- 2) 造園技能士1級

ウ 総価契約の害獣・害虫対応業務は、必要な許可「第3章3（10）害獣・害虫対応業務」を参照。）を取得して実施しなければならない。

エ 対応可能時間等

市民等からの要望相談等や緊急性のある作業等に対し、受注者は夜間や休日を問わず終日対応することが可能な体制を整えなければならない。

オ 単価契約における新設・補修・更新業務の作業実施時は、契約条項第10条に定める現場代理人と建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

カ 単価契約の樹木剪定等業務のうち、街路樹の剪定作業を実施する場合は、次のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

- 1) 1級又は2級造園施工管理技士

- 2) 造園技能士1級
- (3) 服装等
受注者の従業員は、清潔で安全な服装を着用し、道路維持管理作業者であることを明示する腕章やベスト等を着用しなければならない。
- (4) 保険加入
受注者は、契約締結後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後に市へ提出しなければならない。
受注者は、業務実施中に第三者に損害を及ぼした場合に生じる法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償するために保険に加入しなければならない。
また、その他業務を行うための、適切な保険に加入しなければならない。
- (5) 事故等の報告及び対応
受注者は、作業中は道路交通法及びその他関係法令を遵守するとともに事故やトラブル等に対して十分注意し、作業を行わなければならない。万が一事故やトラブルが生じた場合は、速やかに市担当者に連絡し、適正な処置・対応を実施するとともに、書面にて報告をしなければならない。
- (6) 地域住民及び周辺環境への配慮
 - ア 地域住民及び周辺環境への配慮
受注者は、本事業の実施にあたり、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮にも努めなければならない。
 - イ 廃棄物への対応
 - 1) 発生材の処分
本事業により発生する発生材（ゴミ、土砂等）の処分については、処分地の受入証明書及び産業廃棄物マニフェスト票の写しを提出しなければならない。
また、不法投棄等第三者への損害がないように処分しなければならない。
 - 2) 剪定枝等の処分
本事業により発生する剪定枝等の処分については、一般廃棄物として、市内の再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めなければならない。また、処理完了を確認するための処理伝票を市へ提出しなければならない。なお、リサイクル処理を行った場合は、リサイクル伝票等の書類を市担当者へ提出する。
 - 3) 建設リサイクル
本事業により発生する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（剪定材、抜根材）は、再資源化施設へ搬出し資源リサイクルの促進に努めなければならない。搬出先は、受注者が「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」等を利用し、また受入れ条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な施設を選定しなければならない。
- 4) 産業廃棄物の運搬・処理
本事業により産業廃棄物が発生した場合は、「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処理業」の許可を受けた業者に処理委託するものとし、処理委託する場合は法定の事項を盛り込んだ委託契約を書面で締結するとともに、処理完了を確認するため産業廃棄物マニフェスト票を提出させなければならない。受注者

が産業廃棄物マニフェスト票の原本を保管し、市に写しを提出しなければならない。

ウ 使用する車両・建設機械への配慮

1) 低騒音、低振動、排気ガス対策型機械の使用

車両・建設機械は低騒音、低振動、排気ガス対策型機械を使用する。

2) ディーゼル車規制への対応

本事業の履行において自動車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」他、各条例に規定するディーゼル車の規制に適合する自動車としなければならない。

なお、適合の確認のため、当該自動車の「自動車検査証（車検証）」、「粒子状物質減少装置装着証明書」等の提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出をしなければならない。

(7) 埋設物の損傷防止

本事業の業務履行上必要な掘削を伴う業務を行う場合は、あらかじめ試掘等を行い、埋設物への支障のないことを確認したうえで、作業を実施しなければならない。

(8) 施設・機材・材料

本事業を履行するのに必要な施設・機材・材料は、全て受注者が自らの負担で手配しなければならない。ただし、市が管理する土地、施設、車両、設備機器、備品類について、緊急時やこれらを利用することにより効率的、効果的な業務の遂行が実現するなど、その必要性が認められる場合には、協議のうえで有償又は無償で貸与する場合がある。

なお、無断で市が管理する土地、施設等及び民有地等に車両等を駐車又は作業に必要な資機材の保管や材料の加工等を行うことを禁ずる。

(9) 道路使用許可

本事業の各業務遂行にあたり必要となる道路使用は、市が用意する「道路工事等協議書」に基づいて行わなければならない。

(10) 関係者との連携

市が主催又は共催するイベントや祝日等で集客増が予想される場合は、清掃回数や人員増など巡回体制を強化し、イベント主催者や関係者等と連携し、適切に業務を実施しなければならない。

3 総価契約の要求水準

「第2章6(1)業務範囲 表4 受注者の業務範囲」に示す総価契約の各業務項目の要求水準は次のとおりとする。また、全域1期における各業務項目に係る申し合わせ事項については、別紙【要求水準 申し合わせ事項一覧】として、継承するものとし、全域2期においても随時受注者と協議の上、加除修正するものとする。

(1) 統括マネジメント業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

1) 業務計画書の作成

各地区の受注者は、本要求水準書と提案書に基づき、維持管理業務及び修繕業務の業務計画書を作成すること。また、業務計画書には、巡回や清掃等の計画や緊急時の対応等、業務実施に必要な事項を含めるものとする。

(ア) 業務計画書は毎年度作成するものとし、作業内容、受注者によるモニタリング実施計画、実施体制等で構成する。

(イ) 業務初年度については、委託契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市と協議のうえ承認を受ける。また、5年間を通して計画する、通期業務計画書を作成し、市と協議のうえ承認を受ける。

(ウ) 業務2年目以降については、次年度開始の1ヶ月前までに前年の実績を踏まえて業務計画書を作成し、市と協議のうえ承認を受ける。

(エ) 通期業務計画書には、次の内容を含めることとする。

- ① 5年間の各年度の課題
- ② 5年間の作業計画の数値的目標等
 - ・市民サービスの提供
 - ・事業展開
 - ・施設の適正な管理

③ 新たな取組の計画

(オ) 業務計画書には、次の内容を含めることとする。

① 各業務の作業計画

本要求水準書を基に、各業務における具体的な作業計画を記述する。

数量で表すことが可能な作業については、一式ではなく、回数・本数・ m^2 等で表記する。

② 産業廃棄物等処理計画

産業廃棄物の処分先など具体的な作業計画を記述する。

③ 特定テーマの作業計画

提案した特定テーマに対し、具体的な作業計画を記述する。

④ 指標連動方式にかかる評価方法の計画

評価指標の基礎数値となる巡回発見数の集積方法及び市への報告形式並びに達成計画を記述する。詳細は、市と協議のうえ決定する。

(カ) 別紙の「リスク分担表」に基づき、本業務のリスク管理を行う。また、再委託を行う場合は、再委託事業者には十分周知する。

2) 業務報告

市、構成企業との情報共有を図るため、次の業務報告を行う。

(ア) 日常報告

要望相談等を受け付けた内容を一覧にまとめ、日報として報告する。

また、作業中に緊急性の高い報告事項があった場合は、速やかに（閉庁日の場合は、あらかじめ定める緊急連絡体制に準ずる。）市担当者へ報告しなければならない。

3) 定例会議の開催

(ア) 定例会議

- ① 月1回、受注者は、市と地区ごとに定例会議を開催する。
- ② 出席者は、市及び構成企業等の統括責任者及び副統括責任者とする。なお、事情により出席できない場合は、代理者が出席できるものとする。また、適宜構成企業等の中で協議・報告のある者が出席できるものとする。定例会議の開催にあたり、受注者は、市と日程及び開催場所を調整する。
- ③ 課題検討等で事前に把握できているものは、3日前までに市へ質問書等を提出する。
- ④ 定例会議では、市が提示した書式を基に作成した「定期報告書」を用いた月ごとの業務実施状況報告、情報共有、課題解決等を行う。
- ⑤ 定例会議開催日の翌日から10日以内に議事録を作成し、市に提出し承諾を得る。
- ⑥ 定例会議の中で、全地区に関わる内容については、他の地区に共有する。

(イ) 総合定例会議

- ① 市と各地区の統括責任者は、6か月に1回（4月、10月）相互連携を図るため、総合定例会議を開催する。
- ② 出席者は、市及び構成企業等の各地区の統括責任者とする。なお、事情により出席できない場合は、副統括責任者が代理として出席するものとする。
- ③ 総合定例会議は、コールセンター業務を行う東地区の受注者が取りまとめ役となり開催する。また、総合定例会議の開催日程及び開催場所を市担当者と調整する。
- ④ 課題検討等で事前に把握できているものは、3日前までに市へ質問書等を提出する。
- ⑤ 総合定例会議は、3地区共通の課題や問題の解決、情報共有等を図り、本業務の運用に関わる内容を協議する場とする。
- ⑥ 東地区の受注者は、会議開催日の翌日から10日以内に議事録を作成し、市に承諾を得て各地区に共有する。

(ウ) 2地区会議

- ① 市と2地区の統括責任者は、必要に応じて2地区会議を開催する。
例：水路は東地区、南西地区、ケヤキ並木は東地区、北西地区 等
- ② 出席者は、市及び構成企業等の2地区の統括責任者とする。なお、事情により出席できない場合は、副統括責任者が代理として出席するものとする。

③ 会議開催日の翌日から10日以内に議事録を作成し、市に提出し承諾を得る。

4) モニタリングの実施と報告

(ア) モニタリングの実施

別紙の「モニタリング手順書」に基づき、「受注者自らが実施する業績監視」を実施する。

① 受注者選定後、速やかに別紙の「モニタリング手順書」に基づき、各業務項目が要求水準と同等以上に適正に履行されているかを確認するためのモニタリング実施計画書を作成し、本事業着手前までに市の承認を受ける。

② 受注者は、別紙の「モニタリング手順書」に基づき、「受注者自らが実施する業績監視」を実施し、定例会議に定例報告書をもって報告する。

③ 市は、「受注者自らが実施する業績監視」で要求水準が同等以上であることを通期業務計画書や業務計画書、定期報告書等により業績監視を行う。

④ 市は、別紙の「モニタリング手順書」による契約金額の変更要件に該当する場合には、双方合意しているものとして、契約変更を行うことができる。

⑤ 市は、別紙の「モニタリング手順書」に基づく各業務の業績の監視を行った結果、「要求水準を達成しない恐れがある」又は「達成しない」と判断した場合は、別紙の「モニタリング手順書」に従い受注者に対する改善勧告を行い、改善されない場合は、委託料の支払いの減額、契約解除を行うことができる。

(イ) 報告

① 定期報告書の提出

定期報告書の電子データは、毎月の定例会議の3日前までに市担当者へ提出しなければならない。また、定期報告書を紙で出力したものについて、事前に市が指定する部数を定例会議当日に提出するものとする。

② 定期報告書の内容

定期報告書は、次の内容を含むものとする。なお、件数で報告するものは、グラフ化するなど分かりやすく表示する。

- ・前回の定例会議の打合せ議事録

- ・業務報告（日報）一覧

- ・巡回中発見対応、要望相談受付件数内訳（年度及び月別、累計及びその内容）ただし、要望相談受付件数は、電話対応のみで作業を終了したもの、現地に確認したところ該当物がなかったもの、作業対象外のもの及び市が巡回中に発見したものは件数から除外する。また、対応件数算出の元データ等、件数の正確性を担保する資料を提出する。

- ・月間業務計画表（前月、当月、来月）

- ・その他市が指示する事項

③ 完了報告書の提出

- ・実績額管理表（月別及び累計）、業務報告（日報）番号別、巡回中発見・要望相談受付対応、総価契約及び単価契約等の各作業報告の内容を各業務項目に整理した完了報告書を作成し、翌月2週間以内に市へ提出する。

- ・完了報告書は、紙で出力したもの（カラー印刷）を市へ一部提出する。
- また、完了報告書の電子データについては、市の指定する方法により提出する。

④ 委託業務完了報告

履行期間終了時に業務の状況をまとめた委託業務完了報告書を市に内容の確認を受けて提出する。提出方法等については、市が別途指示する。

5) 引継ぎ作業

(ア) 受注者は、全域3期の包括管理事業の受注者への業務引継ぎのため、必要な資料の作成及び引継ぎ作業を行う。

(イ) 受注者は、全域3期の包括管理事業の実施時に対象施設の管理に支障の出ないように引継ぎを行わなければならない。具体的には、引継ぎが必要な事項や課題事項等について対象施設毎に整理した資料及び資料データを作成し提出する。また、全域3期の包括管理事業の受注候補者に対し、市の同席のもとで引継ぎを行う。引継ぎの時期は、市が指示する。

(2) 巡回業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

1) 定期巡回

(ア) 定期的に対象区域内の道路巡回を実施し、損傷、不法投棄などの状況を確認し、必要に応じ対応可能な処置を行う。また、道路巡回実施時に対応を行う必要があった場合は、場所や時間を確認するとともに内容や状況を写真等で記録し、市及び構成企業等と情報共有する。

(イ) 「第3章1(1)基本方針」に基づき、「重大な事象の発生を未然に抑えること及び要望相談の抑制」、「要求水準の達成状況の確認、課題の抽出、解決策の検討に資する管理情報の収集」などを目的として、適切なルートと回数などを、各路線で最低月1回設定し巡回を行うこと。

(ウ) 市民等の安全性に関わる道路等の軽微な不具合（ポットホールや舗装表面のひび割れ等）を発見した場合は、速やかに補修する。なお、巡回の対象には、別紙1「大型構造物箇所」に示す施設を含む。

① 東地区

- ・多磨駅自由通路
- ・白糸台小北地下道
- ・九中通りアンダーパス
- ・白糸台4丁目擁壁
- ・白糸台通りアンダーパス
- ・小柳散歩道

② 南西地区

- ・西府駅自由通路
- ・西府駅地下通路（西）
- ・西府駅地下通路（東）
- ・観月橋立体（擁壁）
- ・観月橋立体（ボックス）

- ・矢崎町3丁目歩道アンダーパス（擁壁）
- ・矢崎町3丁目歩道アンダーパス（ボックス）
- ・サントリー前アンダーパス
- ・村雨川ガード

③ 北西地区

- ・武蔵台通りアンダーパス
- ・横街道アンダーパス
- ・富士見通り立体

2) 緊急巡回

(ア) 災害や事故等の発生する恐れがある場合は、事前巡回及び発生時に対象区域内の緊急巡回を実施し、損傷などの状況を確認し、即時対応可能な処置を行う。

(イ) 次の場合には、緊急巡回を実施すること。その際は、倒木のほか、道路利用に支障がない事を合わせて確認する。

- ① 道路陥没、倒木、台風、大雨、強い地震、降雪、強風等の発生時
- ② 市の要請時（主に、事故や緊急の要望相談等の発生時）
- ③ 市民等からの要望相談時
- ④ その他、必要と認められる場合

3) 府中警察署との合同パトロール

対象区域内の一部道路において、府中警察署、道路課、建築指導課が合同で行うパトロールに参加し、不法占用物の状況や原因者への対応等の情報を整理する。再発の可能性がある際には、張り紙や柵設置等による注意喚起などの再発防止策を市へ提案し、協議のうえを実施する。

(3) 事故対応業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

1) 対象施設の事故対応

市民等からの要望相談等、巡回業務等により、本事業の対象施設に関する交通事故等の事故・火災等（以下「事故等」という。）の発生が判明した場合は、事故対応を行う。

2) 現地確認及び安全確保

(ア) 事故等が発生した現場は、通行者等の安全確保のために迅速に応急対応を行う。

(イ) 事故等の内容や状況を関係者等に確認し、現状を正確に把握するとともに速やかに市へ連絡する。

(ウ) 原因者（加害者）がいる場合、原因者又はその代理人（保険会社等）と市の調整を支援する。また、市と原因者との調整において、遅滞無く円滑に調整が実施されるよう支援する。

(エ) 原因者（加害者）がいる場合は、補修の費用は原因者（加害者）の負担として調整の支援を行う。

(オ) 補修方法及び見積もり案を市担当者へ提出する。

(カ) 死亡事故等が発生した場合は、事情聴取時に立会う。

- 3) 現地処理作業の必要判断及び実施
 - (ア) 市の指示に基づき、損傷した施設の補修・修繕を行う。ただし、街路樹が損傷等している場合は、市担当者との協議する。
 - (イ) 補修作業は、「第3章3(7)補修・修繕業務」の作業として実施する。
 - (ウ) 事故対応業務に伴う補修費用等の集計を行う。
 - 4) 報告等
 - (ア) 事故対応業務に伴う年間補修件数、年間補修費用を集計する。
 - (イ) 集計結果は、業務報告として市へ報告する。
 - (ウ) 事故等発覚時からの状況及び対応内容について、翌開庁日の開庁時間前までに市へ報告書を提出する。
 - 5) その他
 - (ア) 市の開庁時間外での事故等の報告

市の開庁時間外での事故等において、市の判断が求められる場合は、市担当者へ緊急連絡をとる。
 - (イ) その他

市民、警察、消防等から立会い要望があった場合は、対応する。
- (4) 災害対応業務の要求水準
- ア 業務内容及び範囲
 - 1) 対象施設の災害対応

対象区域内で災害が発生する恐れがある場合の事前対応、災害が発生した場合の災害対応を行う。災害の定義は、府中市地域防災計画によるものとする。

※「府中市地域防災計画」

「府中市地域防災計画」における災害の定義は、「災害対策基本法」第2条第1号に基づき、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」（以下「災害等」という。）とする。
 - 2) 事前巡回の実施

災害が発生する恐れがある場合、過去に倒木や冠水が発生した対象施設について、特に事前巡回確認を行い、予め危険要因の除去、軽減などの対応を行う。

また、対応箇所については、市に報告する。
 - 3) 災害緊急巡回の実施

災害が発生した場合には、災害緊急巡回を実施する。巡回においては損傷などの状況を確認し、施設の被災場所、被災時刻、被災内容等の状況について、自らの安全を確保したうえで、速やかに市担当者へ報告する。
 - イ 現地処理作業の必要判断及び実施
 - 1) 「府中市地域防災計画」で想定する災害が発生した場合は、災害対策本部からの要請に基づき、道路課の指示により現地状況確認を行い対処可能な応急作業を実施する。
 - 2) 災害等が予測される場合は、事前に市と協議を行う。

- 3) 災害等が予測される場合は、即時対応できるように必要な人員、資機材等を準備し待機する。
- 4) 市が各種災害警報の対象区域に含まれた場合は、災害対応業務により、道路等の対象施設が使用不能、通行不能となる状態とならないように対応する。
- 5) 受注者は自らの安全を確保したうえで、市民等が安全に利用できない状態であることが明らかである場合は、受注者の判断により危険に関する注意喚起を行い、その後速やかに市へ報告し指示を受ける。
- 6) 災害時に道路の補修・倒木等により、安全上・交通上支障をきたすと想定される場合において、「第3章4(1)新設・補修・更新業務、(2)樹木剪定等業務」により提案を行う。

ウ その他

- 1) 災害対応業務で想定していない事象が発生した場合は、別途市担当者より指示する。
- 2) 市全域の災害等に対応するため、他の地区との間で協力体制を構築する。
- 3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた府中市新型インフルエンザ等対策行動計画等により、市から指示がある場合は、市と受注者が協議を行い対策、対応を行う。
- 4) 対象区域の道路等について、豪雨があった場合は、点検及び必要な対応を行う。特に優先度が高い箇所は、次のとおりとする。また、各地区の対象施設の位置は、別紙2「豪雨時の点検箇所」に示す。

(ア) 東地区

- ① 浅間山裏
- ② 平和通り交差点
- ③ 多磨霊園周囲
- ④ 多磨霊園南参道
- ⑤ スタジアム通り
- ⑥ 多磨駅東交差点
- ⑦ 浅間山通りと甲州街道の交差点
- ⑧ けやき並木通り（甲州街道より南側）
- ⑨ 若松小東側の通り
- ⑩ 市道3-94号
- ⑪ 給食センター周辺
- ⑫ 白糸台出張所前交差点
- ⑬ 競馬場通り
- ⑭ 是政通り交差点
- ⑮ 多磨霊園駅地下道
- ⑯ 車返駐在所前交差点付近
- ⑰ 九中通り小柳町2-32付近
- ⑱ 府中東高校南東側中央道沿い側溝
- ⑲ 市道1-97号
- ⑳ 府中白百合第2幼稚園周囲
- ㉑ 二ヶ村ポンプ室
- ㉒ 小柳ポンプ室
- ㉓ 東京電力パワーグリッド北多摩変電所南

⑭ 東京都水道局南

(イ) 南西地区

- ① 西府駅地下通路（西）
- ② 西府駅地下通路（東）
- ③ 四谷第4公園横
- ④ 日新通り日新町高速下交差点付近
- ⑤ 分倍河原駅南口ロータリー
- ⑥ 府中第三中東
- ⑦ 三屋通り交差点
- ⑧ 市道4-502号
- ⑨ 府中四谷橋下
- ⑩ 中河原駅北口
- ⑪ 府中第八中、四谷小前多摩川通り
- ⑫ 京王線高架下（多摩川通り）
- ⑬ 総合体育館南
- ⑭ JR南武線高架下
- ⑮ 本町ポンプ室
- ⑯ 矢崎町ポンプ室
- ⑰ 是政地下道ポンプ室
- ⑱ 是政ポンプ室
- ⑲ 村雨川ポンプ室

(ウ) 北西地区

- ① 武蔵台通り
- ② 本宿小正門前
- ③ 桜通り
- ④ けやき並木通り（甲州街道より北側）
- ⑤ 府中公園通り
- ⑥ 市道3-141号
- ⑦ 武蔵台ポンプ室
- ⑧ 横街道ポンプ室

- 5) 対象区域の道路等について、地震があった場合は、点検及び必要な対応を行う。特に優先度が高い箇所は、次のとおりとする。また、各地区の対象施設の位置は、別紙3「地震時の点検箇所」に示す。

(ア) 東地区

- ① 多磨霊園東通り
- ② 浅間山通り付近
- ③ 市道1-20号
- ④ 市道1-451号
- ⑤ 市道1-65号
- ⑥ 多磨駅自由通路
- ⑦ 府中スカイナード
- ⑧ 府中駅北口ペDESTリアンデッキ
- ⑨ 府中駅南口ペDESTリアンデッキ
- ⑩ 紅葉丘歩道橋
- ⑪ 多磨霊園駅地下通路
- ⑫ 鳩林荘横

- ⑬ 競馬場通り通路下
- ⑭ 東郷寺通り坂付近
- ⑮ 市道2-51号
- ⑯ 競馬場正門通り
- ⑰ 普門寺坂・天地の坂
- ⑱ 京王線下
- ⑲ しみず下通り
- ⑳ 矢崎地下道
- ㉑ 崖線上
- ㉒ 九中通り擁壁
- ㉓ 観月橋アンダーパス
- ㉔ 六中通り擁壁
- ㉕ 鶴代橋
- ㉖ 南白糸台小前歩道橋
- ㉗ しみず下通り坂
- ㉘ 小柳横断歩道橋
- ㉙ 是政橋下
- ㉚ 京王線沿い
- ㉛ けやき並木通り

(イ) 南西地区

- ① 大山道 (坂・線路沿い)
- ② 西府駅自由通路・地下通路
- ③ 西府文化センター南側道路
- ④ 中坂
- ⑤ 日新通り
- ⑥ 清水坂南部線下
- ⑦ 一号橋
- ⑧ 清水下小路
- ⑨ 中央道側道
- ⑩ 西府駅南側歩道橋E V前通路
- ⑪ 分倍河原駅跨線橋・線路沿い
- ⑫ 住吉文化センター南側
- ⑬ 市道6-132号
- ⑭ 是政地下道
- ⑮ 中河原駅南側
- ⑯ サントリー前アンダーパス
- ⑰ 多摩川通り京王線下
- ⑱ 多摩川通り南武線下
- ⑲ 村雨川ガード
- ⑳ 是政橋下

(ウ) 北西地区

- ① 武蔵台跨線橋
- ② 中央線沿い通路
- ③ 白明坂
- ④ 市道5-167号坂
- ⑤ 武蔵台アンダーパス

- ⑥ 府中第九小前歩道橋
- ⑦ 横街道アンダーパス
- ⑧ 府中第六小前歩道橋
- ⑨ 富士見通り立体
- ⑩ けやき並木通り
- ⑪ すずかけ通り（武蔵野線上）

(5) コールセンター業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

- 1) 市民等から対象施設の不具合等に関する要望相談等（以下「要望相談等」という。）の受付業務を行う。また、受付を行った要望相談等を他地区へ連絡、伝達等を行うとともに電子メールにより市に報告する。なお、コールセンター業務を担う東地区の受注者は、他の2地区を含めた要望相談等の取りまとめ役とする。
 - (ア) コールセンター業務を行う東地区は、電話及びインターネット等を活用した受付業務を行う。なお、コールセンター業務を行わない南西地区と北西地区は、コールセンターからの連絡・伝達等の対応を行うための電話、インターネット設備等を受信できる設備を整える。また、各地区で要望相談等の対応状況や報告の情報共有及び作業・業務効率化のため、市が想定するデジタル技術の導入に当たり対応可能な機器を用意する。
 - (イ) 受付業務は、平日のほか休日祝日に関わらず年間通し24時間受付しなければならない。
 - (ウ) コールセンターは、要望相談等の内容を南西地区及び北西地区へ伝達する場合は、該当する地区の統括責任者又は副統括責任者に受付内容を正確かつ迅速に伝える。
 - (エ) 要望相談等の内容が、「包括管理事業の対象外で、かつ市が対応すべき内容である場合」は、市担当者へ即時連絡を行う。
 - (オ) 要望相談等の内容が、「包括管理事業の対象外で、かつ市が対応すべきでない内容」である場合も、内容等を聞き取り、対応すべき機関（国、都、警察、民間、その他）を伝えたうえで引継ぎを行う。また、要望相談者等から対応すべき機関へ連絡を希望される場合は、機関名や電話番号等を案内する。なお、管理区域等の判断に迷う場合は、市担当者に相談・確認し案内等を行う。
 - (カ) コールセンター業務は、要望相談等の対応の可否に関わらず、市民等の理解を得られるよう誠実かつ丁寧に対応を行わなくてはならない。
- 2) 要望相談等の対応
 - (ア) 電話受付は、要望相談者等の氏名・住所・連絡先、内容・場所・発生時間等、対応に必要な事項を把握する。
 - (イ) インターネット受付は、メールのほか二次元コード等の専用様式を用い、要望相談者等の氏名・住所・連絡先、内容・場所・発生時間等、対応に必要な事項を把握する。
 - (ウ) コールセンターは、要望相談等の内容を各地区の統括責任者又は副統括責任者に伝達する。

- (エ) 伝達を受けた各地区の統括責任者又は副統括責任者は、要望相談等が完了又は対応を行った内容及び日時等について、コールセンターへ報告する。
- 3) 要望相談等の報告
- (ア) コールセンター業務を行う地区は、受付記録及び完了・対応を行った各業務項目について、地区及び業務項目ごとに分類した業務日報を作成し、翌営業日に市担当者へ電子メールで報告する。
- 4) 受注者の負担
- (ア) 電話受付は、042 - 340 - 0160 を代表電話として使用する。また、要望相談者等からの電話が通話中にならないように電話回線を複数回線以上用意し、代表電話と代表組を行い、複数同時通話を可能としなければならない。
- (イ) インターネット受付は、市ホームページ上にメールアドレスを掲載する。
- (ウ) 電話回線及びインターネットでの対応のために設置する次の機器等の調達、設置にかかる経費は、受注者が負担する。
- イ アナログ電話回線引き込み工事
- 1) 受注者事務所内配線工事
 - 2) アナログ電話回線使用料（基本料金・通話料・その他費用）
 - 3) 電話機（自動録音装置付）
 - 4) 電話交換機（任意）
 - 5) 不在転送装置
 - 6) その他必要な機器
- ウ インターネット回線工事
- 1) 受注者事務所内配線工事
 - 2) 回線使用料（基本料金・通話料・その他費用）
 - 3) ONU・ルーター等通信機器
 - 4) W i - F i 通信用機器等（任意）
 - 5) その他必要な機器
- (6) 要望相談対応業務の要求水準
- ア 業務内容及び範囲
- 対象区域内の要望相談等、市からの連絡等に関する対応を行う。
- イ 要望相談等の対応
- 本事業の業務項目に関する市民等からの要望相談等について対応する。
- 1) コールセンターが受付し各地区の統括責任者又は副統括責任者に伝達された要望相談等は、本事業の業務であることを含め詳細な内容を現地等で確認する。また、市からの連絡等に関する対応も同様とする。
 - 2) 本事業の対象内外の対応の可否に関わらず、市民等の理解を得られるような誠実かつ丁寧な対応を行わなければならない。
- (7) 補修・修繕業務の要求水準
- ア 業務内容及び範囲
- 巡回中及び要望相談等により発見、確認した対象施設の損傷箇所（50万円未満）の補修・修繕を行う。

1) 道路及び道路付属物等の補修・修繕

道路の円滑な通行に支障がないよう、軽微な損傷に対して補修・修繕を行う。

2) 遊歩道の補修・修繕等

対象区域内の次の対象施設について、補修・修繕等を行う。また、各地区の対象施設の位置は、別紙4「遊歩道施設箇所」に示す。なお、補修・修繕等の対象は、縁石、雨水桝（排水関係）、舗装関係（平板、アスファルト、ダスト等）、車止め、点字ブロック、看板関係とする。

(ア) 東地区

- ① 第一都市遊歩道
- ② 三ヶ村遊歩道
- ③ 小柳散歩道

(イ) 南西地区

- ① 日新町5丁目遊歩道
- ② 第二都市遊歩道
- ③ 四谷4、5丁目遊歩道
- ④ 中河原散歩道
- ⑤ 第三都市遊歩道

(ウ) 北西地区

※ 該当施設無し

3) その他、市が指示する損傷箇所の補修・修繕等

市が指示する作業内容や方法等は現地確認等を行い、疑義がある場合は速やかに市担当者と協議する。

4) 緊急的に行う基準

(ア) 車道等の舗装の剥離 車道幅20cmの範囲を超えるもの
横断歩道上幅10cmの範囲を超えるもの

(イ) 歩道、側溝の舗装材の破損 2cmの段差を超えるもの
(車椅子やベビーカーの利用に支障がある場合)

(8) 道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

市所有の道路反射鏡(カーブミラー)・案内標識・街区表示板の維持管理を行う。

対象は、業務計画書を作成する前に、市に確認する。また、市保有のインフラマネジメントシステムの更新に必要な情報収集に協力する。

1) 道路反射鏡(カーブミラー)の維持管理

(ア) 調整

要望相談等があった場合及び巡回時等に発見した場合は、視認性等に支障がないように状況を確認し、次の場合には角度の調整を行う。

- ① 道路反射鏡へ反射する対象の道路、対象物を映していない場合
- ② 道路反射鏡へ反射する対象の道路、対象物が見えにくくなっている場合

(イ) 清掃

要望相談等があった場合及び巡回時等に発見した場合は、視認性等に支障がないように状況を確認し、次の場合には清掃を行う。

- ① 鏡面が汚れて、見えにくくなっている場合
- ② 支柱や金具類が汚れている場合

(ウ) 修理等

次のような破損や不具合等に関する要望相談等があった場合及び巡回中等に発見した場合は、状況等を確認し速やかに修理等の対応を行う。

- ① 鏡面が変形、破損している場合
- ② 鏡面が曇り、清掃しても曇りが取れない場合
- ③ 支柱及び取付金具にさびが発生している場合
- ④ 支柱に凹み、曲がり、変形がある場合
- ⑤ 金具類に曲がり、変形がある場合
- ⑥ 埋込部にぐらつきがある場合
- ⑦ 管理番号及び取付部品等が外れている場合

(エ) 移設・建替

次のような場合は、実施方法や実施日時等を市担当者と調整し移設・建替を行う。建替は原則、基礎を撤去する。

- ① 腐食等があり、倒壊の危険性がある場合
- ② 電柱共架の場合等において、電柱の移設・建替が行われる場合
(ただし、施主都合の移設は対象外とする。)

(オ) 点検及び報告

本業務履行期間内に最低1回、ポール、鏡面、取付器具部及び基礎部の破損、腐食、汚れ、管理番号シールの欠損、設置角度等の点検を実施する。また、点検結果及び修理等の対応結果について取りまとめた報告書を市担当者へ年1回提出する。

2) 案内標識の維持管理

(ア) 案内標識の清掃

巡回中等に汚れを発見した場合は、速やかに清掃を行う。

(イ) 修理等

次のような破損や不具合等に関する要望相談等があった場合及び巡回中等に発見した場合は、状況等を確認し速やかに修理等の対応を行う。

- ① 塗装の剥れ、折り曲げ、ねじれ等が発生し、表示が見えにくくなっている場合
- ② 取付部のゆるみ、破損が発生している場合
- ③ 支柱及び取付金具にさびが発生している場合
- ④ 支柱に凹み、曲がり、変形がある場合
- ⑤ 金具類に曲がり、変形がある場合
- ⑥ 埋込部にぐらつきがある場合
- ⑦ 案内標識及び取付部品等が外れた場合

(ウ) 移設・建替

次のような場合は、実施方法や実施日時等を市担当者と調整し移設・建替を行う。建替は原則、基礎を撤去する。

- ① 腐食等があり、倒壊の危険性がある場合
- ② 電柱共架の場合等において、電柱の移設・建替が行われる場合

(ただし、施主都合の移設は対象外とする。)

(エ) 点検及び報告

本業務履行期間内に最低1回、ポール、取付器具部及び基礎部の破損、腐食、汚れ、設置角度等の点検を実施する。点検結果及び修理等の対応結果について、取りまとめた報告書を市担当者へ年1回提出する。また、台帳作成のために必要な資料等を提出する。

3) 街区表示板の維持管理

(ア) 街区表示板の清掃

巡回中等に汚れを発見した場合は、速やかに清掃を行う。

(イ) 修理等

次のような破損や不具合等に関する要望相談等があった場合及び巡回中等に発見した場合は、状況等を確認し速やかに修理等の対応を行う。

- ① 塗装の剥れ、折り曲げ、ねじれ等が発生し、表示が見えにくくなっている場合
- ② 取付部のゆるみ、破損が発生している場合
- ③ 街区表示板及び取付部品等が外れていた場合
- ④ その他、市が指示する作業

(ウ) 移設

移設は、市担当者と実施方法や実施日時等を調整し行う。

(9) 植栽管理業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

対象区域内にある街路樹の剪定、伐採、除草等の作業を行う。

1) 街路樹の定期剪定作業

枯損木処理・控木撤去・控木結束直し・控木取付・倒木復旧・剪定・消毒・清掃等の作業を行う。また、街路樹等の植栽の生育状況(樹形や損傷、病害虫、枯れ具合等)を確認し、市に適宜報告を行う。

(ア) 中・高木剪定

- ① 最低3年に1回、路線で剪定を行う。支障枝等については、その都度剪定を行う。
※軽剪定等は回数にこだわらず樹木の状況を確認し適宜行う。
- ② 街路樹が民地へ越境している場合や歩行者及び通行している車に影響が出ている場合は、急ぎ剪定を行う。
- ③ 枯れ枝、折れ枝、越境枝、胴吹き枝の剪定を行う。

(イ) 高木伐採

- ① 枯損木や倒木の危険があることを発見した場合は、伐採を行う。
- ② 元気な生木は、原則として伐採を行わない

(ウ) 低木刈込

- ① 最低1年に1回、路線で剪定を行う。支障部分についてはその都度剪定を行う。
※軽剪定等は回数にこだわらず樹木の状況を確認し適宜行う。

② 交差点や横断歩道付近、乗入れ部等の両脇 2 m については、特に低く刈込を行う。

③ 中・高木等からのヤゴ取りを合わせて行う。

(エ) その他

① 建築限界（車道 4.5m、歩道 2.5m）及び、信号・街路灯・標識等の視認性の確保をする。建築限界を順守できないものは、別途市に報告する。

② 剪定した枝・除草した草等は、速やかに運搬し適切に処理する。

③ 高木伐採で幹回り 60 cm 以上（G L 1.2m で計測）又は高さ 5.5m 以上の樹木は単価契約で伐採となる。なお、枯れる前に剪定していて、その高さが 5.5m を上回ることを証明できれば、その樹木についても単価契約の対象とする。

④ 対象地域にけやき並木通りを含む地区にあつては、パトロールなど現地の確認を行い、ケヤキ等が損傷していないか注意を払い市と連携する。ただし、市が指示するけやき並木通りのケヤキの剪定等は単価契約の対象とする。

全域 1 期で要望相談等のあつた例

標識にかかる高木剪定



乗入れ部の刈込



2) 除草（植栽樹、街渠、ILB の隙間等）

対象区域内にある（植栽樹等の有無に関わらず）芝刈り、雑草の除草、清掃等の作業を行う。対象地域におけるけやき並木通りを含む地区にあつては、けやき並木通りの除草を含む。

(ア) 植栽樹等がある路線は最低 1 年に 4 回（5 月、7 月、9 月、11 月）とするが、実施時期は市担当者と相談し、スケジュールを報告すること。

※回数にこだわらず雑草の状況を確認し適宜行う。

(イ) 作業は根まで取り除き、歩道の街渠ブロックや ILB の隙間も除草する。

(ウ) 車の乗入れ部などの視認性が悪い場所は、積極的な除草を行う。

全域1期で要望相談等のあった例

作業前



作業前



作業後



作業後



全域1期で要望相談等のあった例（植栽樹等ではない作業場所）

車止め周りの雑草



隙間から生える雑草



(10) 害獣・害虫対応業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

対象区域内の施設において、人又は施設、車両等の通行の妨げや害を与える害獣・害虫の駆除を行う。

1) 現地処理作業の必要判断及び実施

- (ア) 害を与える動物・昆虫を発見した場合は、通行者等に注意喚起を行い危険がないように発見後速やかに駆除を行う。また、各地区の発生予測位置は、別紙5「害虫発生箇所」に示す。
 - (イ) 受注者は、実施が危険と判断される場合は、市担当者や専門機関等と相談する。
 - (ウ) 通行者等に被害を与えるハト等の糞公害の防止措置を行う。
 - (エ) 害虫駆除の薬剤散布は、人体への影響を考慮して、原則行わない。薬剤散布せざるを得ない場合においては、市担当者と協議し実施する。
- 2) その他
- 害獣・害虫を駆除する場合、必要な許可を得て実施する。
 - ※鳥類の駆除に必要な許可例
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（東京都多摩環境事務所）による鳥獣捕獲の許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）
- (11) 法定外公共物・水路管理業務の要求水準
- ア 業務内容及び範囲
- 対象地区の法定外公共物等の管理業務を行う。
- 1) 管理業務
- 法定外公共物等の破損及び汚損、土石・汚物等の堆積、雑草の生長、不法投棄等により、保全又は利用に支障をおよぼす恐れがある場合は、それらを防止するための作業を行う。
- 2) 管理作業の参考例
- 法定外公共物等の管理作業の参考例を次のとおり示す。
- (ア) 草刈、除草
 - (イ) 剪定、伐採
 - (ウ) 防草シートの設置
 - (エ) 簡易舗装
 - (オ) 投棄物処理
 - (カ) フェンス塗装
 - (キ) 車止め、ポストコーン設置
 - (ク) 単管パイプ柵設置
 - (ケ) 注意看板等設置
 - (コ) 用水路の通水前の草刈、除草、清掃、浚渫
 - (サ) 用水路の点検
 - (シ) 用水路のスクリーン清掃（4月から11月まで）
 - (ス) 用水路敷の簡易的な補修工事
- イ その他
- 1) 他機関との連携
- 用水路の通水に関する事等については、産業振興課の指示に従い対応する。

(12) 清掃業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

1) 道路清掃

対象区域の道路、側溝等について、機械又は人力で清掃作業を行い、道路の円滑な通行に支障がないよう、適切な清掃を実行しその機能と衛生状態を確保する。

また、作業は、次の事項を踏まえて行わなければならない。

- (ア) 市が特に指定する幹線道路等は、良好な状態で市民等が利用できるよう、市道上の枯れ枝、落葉、土砂、糞尿やゴミの散乱等について最低月1回の清掃等を行う。
- (イ) その他の市道は、最低1年に8回、計画性をもって清掃等を行う。
- (ウ) 道路上に通行を妨げる落下物があった場合は、速やかに市担当者に対応方法を確認し、その指示に従うものとする。
- (エ) 道路上に動物の死骸があった場合、資源循環推進課へ対応要請の連絡をする。
- (オ) 放置自転車があった場合、地域安全対策課へ対応要請の連絡をする。
- (カ) 放置原動機付自転車及び自動車があった場合、府中警察署へ対応要請の連絡をする。
- (キ) 道路清掃に使用する車輛は、先行車、路面清掃車、ゴミ運搬車とする。道路清掃車は、運行記録計(タコグラフ)を装備する。なお、使用車については、あらかじめ市に届けた車両を使用しなければならない。その際、承諾を受けた車両の車検証(写し)を添付する。
- (ク) 緊急時の作業時期は、台風や大雨、暴風の後や落葉時期を想定する。
- (ケ) 収集したゴミ・土砂等は速やかに運搬処理する。
- (コ) 落葉清掃(花卉・果実等)も対象とする。
- (サ) 汚物等の処理対応は、通行者等に十分注意し飛散防止措置等を講じて適切に処理する。

2) 歩道清掃(府中駅南北ペDESTリアンデッキ、府中スカイナード、エレベーター、エスカレーター(以下「ペDESTリアンデッキ等」という。)、駅自由通路等を含む)

対象区域の歩道について、機械又は人力で清掃作業を行い、市民等の円滑な通行に支障がないよう適切な清掃を実行しその機能と衛生状態を確保する。

また、作業は、次の事項を踏まえて行わなければならない。

- (ア) 作業上障害となるものは、事前に取り除き、清掃後復元する。
- (イ) 作業区域内から発生したゴミ、缶、瓶、ペットボトル等は収集・分別し、適切に処理する。
- (ウ) 緊急時の作業時期は、台風や大雨、暴風の後や落葉時期を想定する。
- (エ) 収集したゴミ等は速やかに運搬し適切に処理する。運搬処理する際は、積載したゴミ等が飛散しないよう十分注意する。
- (オ) 落葉清掃(花卉、果実等)も対象とする。
- (カ) 府中駅周辺の清掃

ペDESTリアンデッキ等について、機械及び人力で清掃作業を行い、市民等の円滑な通行に支障がないよう適切な清掃を実行しその機能と衛生状態を確保する。

また、作業は、次の事項を踏まえて行わなければならない。なお、階段・屋根を含むものとする。

- ① 市民等の通行に支障が無いよう、路面、手摺等を清掃し、その状態を保つ。落葉清掃（花卉、果実等）も対象とする。
- ② ペDESTリアンデッキ等が冠水することが無いよう、排水設備を清掃し、その機能を保つものとする。
- ③ ペDESTリアンデッキ等上に動物の死骸や通行を妨げる落下物があった場合は、道路清掃業務と同様の対応を行う。
- ④ ペDESTリアンデッキ等に設置されている植栽地の樹木に、生育に必要なかん水を行う。
- ⑤ モニュメント及びベンチ等はウエス等で拭き取る。
- ⑥ 清掃・ゴミ収集及びゴミ運搬作業は、最低1年に260日実施する。
- ⑦ 床のポリッシャー洗浄は最低1年に12回、側壁清掃は最低1年に6回、屋根清掃は最低1年に1回実施する。
- ⑧ 実施にあたってはペDESTリアンデッキ等の状況を把握し実施する。
- ⑨ 防塵の際は適度に散水する。
- ⑩ エレベーター及びエスカレーターの清掃・消毒は、他施設と同様に行う。

(キ) 駅自由通路等の清掃（府中駅以外）

対象地域内にある対象施設（駅）の自由通路、地下通路、エレベーター、エスカレーター、駅前広場、駅前植栽地、連絡通路について、清掃・消毒等を行う。

① 対象施設及び対象箇所

・JR南武線西府駅

自由通路（床、壁面、ガラス）、東西地下通路2か所（床、壁面、天井）駅舎の壁面ガラス、エレベーター2基（床、壁、天井、操作盤）、エスカレーター4基（床、側面）、北口広場、南口広場、駅前植栽地、南側歩道橋及びエレベーター1基（床、壁、天井、操作盤）

・西武多摩川線多磨駅

自由通路（床、壁面、ガラス）、駅舎の壁面ガラス、エスカレーター2基（床、側面）、駅前広場

・京王線分倍河原駅

駅前広場エレベーター1基（床、壁、天井、操作盤）、駅前広場、駅前植栽地及び連絡通路

・京王線中河原駅前広場

・南武線府中本町駅構外エレベーター（床、壁、天井、操作盤）

② 清掃内容及び回数

清掃等は、次の回数を原則とし、必要に応じて追加変更する。

- ・自由通路、地下通路、エレベーター、エスカレーター、駅前広場は最低週に1回、年に52回の清掃行う。

- ・自由通路の床は、ポリッシャー洗浄を最低月に1回行う。
- ・地下通路の床は、ポリッシャー洗浄を最低1年に6回行う。
- ・自由通路の側壁ガラスの清掃を最低1年に6回行う。
- ・駅舎の側面ガラスの清掃を最低1年に1回行う。
※直接清掃ができないため、西府駅は駅員との調整や別途、足場等が必要となる。多磨駅は保安員の立会いを受ける等の調整を行う。
- ・駅前植栽地の除草は最低1年に4回行う。
- ・公衆トイレは、対象外とする。

③ 現地処理作業の必要判断及び実施

- ・実施にあたっては通路等の状況を把握し実施する。
- ・防塵の際は、適度に散水する。
- ・収集したゴミ等は、積置きすることなく適正に運搬処理する。
- ・通路における落書きは消す。消せない場合は、上から塗り直しを行う。
- ・手摺及びベンチ等は、ウエス等で拭き取る。
- ・清掃作業実施日に台風や大雨等が予想される場合は、後日に実施する。

④ 報告等

- ・台風及び大雨等により作業を実施できない場合は、速やかに市担当者に連絡し実施予定日を報告する。また、事故等のあった場合も同様とする。

⑤ その他

- ・市民等の円滑な通行に支障がなく衛生的に清潔に適切な清掃を実行し、その機能を保たなければならない。また、作業は、次の事項を踏まえて行わなければならない。
- ・作業上障害となるものは、事前に取り除き、清掃後復元する。
- ・作業区域内から発生したゴミ、缶、瓶、ペットボトル等は収集、分別し、適切に処理する。
- ・エレベーター及びエスカレーターの法定点検や定期点検等の保守管理は除くものとする。

(ク) 各地区の対象施設

各地区の清掃対象施設は、次のとおりとする。また、各地区の対象施設の位置は、別紙6「清掃施設箇所」に示す。

① 東地区の清掃対象施設

- ・西武多摩川線多磨駅東西自由通路及びエレベーター、エスカレーター
- ・京王線府中駅北口ペDESTリアンデッキ及びエレベーター
- ・京王線府中駅北口府中スカイナード（府中駅北口ペDESTリアンデッキから甲州街道北側の朝日生命ビルまでの間、階段含む）及びエレベーター
- ・京王線府中駅南口ペDESTリアンデッキ及びエレベーター

② 南西地区の清掃対象施設

- ・JR南武線西府駅南北自由通路及びエレベーター、エスカレーター
- ・JR南武線西府駅南側歩道橋エレベーター
- ・JR南武線・京王線分倍河原駅南口駅前広場及び構外南側エレベーター

- ・ J R 南武線・武蔵野線府中本町駅駅前広場及び構外西側、北側エレベーター

③ 北西地区の清掃対象施設

- ・京王線府中駅北口構外エレベーター、屋外階段及び屋外通路（朝日生命ビル）

3) 雨水枡等の汚泥除去（浚渫）

対象区域内にある雨水枡、取付管、横断側溝、排水管、暗きよなどについて、市民生活に影響を及ぼす道路冠水等が発生することのないよう、良好な状態を維持するため、雨水枡等の清掃、異物除去、側溝の補修、洗浄、その他雨水枡等の機能を維持するために必要な作業（浚渫等）を行う。

また、雨水枡等の汚泥清掃は、次の事項を踏まえて行わなければならない。

(ア) 路面が冠水することがないように清掃し、その状態を保つものとする。

(イ) 収集したゴミ・土砂等は速やかに運搬し適切に処理する。

4) 除雪

対象区域の道路について、積雪があった場合は、除雪を行う。特に優先度が高い除雪箇所は、次のとおりとする。また、各地区の対象施設の位置は、別紙 7「降雪時の点検箇所」に示す。

(ア) 東地区

- ① 浅間山通り坂付近
- ② 多磨駅東口駅前広場
- ③ 府中駅北口及び南口ペDESTリアンデッキ（階段含む）
- ④ 府中駅北口府中スカイナード（府中駅北口ペDESTリアンデッキから甲州街道北側の朝日生命ビルまでの間、階段含む）
- ⑤ けやき並木通り（甲州街道より南側）
- ⑥ 市道4-42号
- ⑦ しみず下通り競馬場厩舎北側歩道
- ⑧ 武蔵野台駅北側通路
- ⑨ 東郷寺通り坂付近
- ⑩ 鶴代橋
- ⑪ 中央道側道（是政文化センター付近）
- ⑫ 南白糸台小前歩道橋
- ⑬ 紅葉丘歩道橋
- ⑭ 品川街道
- ⑮ 競馬場西門入口（競馬場通り）
- ⑯ 市道2-211号
- ⑰ 市道2-223号（南白糸台小北）
- ⑱ しみず下通り坂
- ⑲ 六中通り
- ⑳ 小柳横断歩道橋

(イ) 南西地区

- ① 大山道坂付近
- ② 西府駅北口駅前広場

- ③ 西府駅南側歩道橋エレベーター前通路
- ④ 中央道側道（日新町付近）
- ⑤ 分倍河原駅南口駅前広場
- ⑥ 中央道側道（京王線踏切付近）
- ⑦ 観月橋アンダーパス
- ⑧ 中央道側道（矢崎町付近）
- ⑨ 市道6-132号
- ⑩ サントリー前アンダーパス
- ⑪ 村雨川ガード
- ⑫ 一号橋
- ⑬ 四谷一丁目交差点のS字
- ⑭ 中河原駅ロータリー（歩道）

(ウ) 北西地区

- ① 武蔵台跨線橋（西国分寺駅西側）
- ② 武蔵台アンダーパス
- ③ 府中第九小前歩道橋
- ④ 学園通り府中刑務所北側
- ⑤ 横街道アンダーパス
- ⑥ 学園通り農工大北側歩道
- ⑦ 府中第六小前歩道橋
- ⑧ 日鋼団地北側歩道
- ⑨ 富士見通り立体（北府中駅南側）
- ⑩ けやき並木通り（甲州街道より北側）
- ⑪ 朝日生命ビル屋外階段
- ⑫ 中央線沿い通路
- ⑬ 白明坂
- ⑭ 市道5-167号坂
- ⑮ 横街道東芝北西角
- ⑯ 美術館通り（北府中駅信号）

(13) 占有物件管理業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

1) 不法占有物対応の支援

不法占有物を発見した場合は、現地を確認のうえ、次の内容を迅速に市担当者へ報告する。

- (ア) 不法占有者が特定できる場合には、不法占有者の情報
- (イ) 不法占有物の内容及び状態
- (ウ) 現況写真（近接、遠景等、状況が分かるもの）

2) 不法投棄の現地状況確認及び原状回復

対象区域内の不法投棄の現地状況を確認し、原状回復を行う。

- (ア) 不法投棄者が把握できる場合は、資源循環推進課に引き継ぐものとする。

(イ) 不法投棄者が把握できない場合は適切に処理を行う。なお、車、バイク、自転車等については、市担当者へ相談する。

4 単価契約の要求水準

「第2章6(1)業務範囲 表4 受注者の業務範囲」に示す単価契約の各業務項目の要求水準は次のとおりとする。

(1) 新設・補修・更新業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

損傷箇所の新設・補修・更新、清掃等の業務を行う。ただし、50万円以上500万円未満の業務とする。

※50万円未満は総価契約の補修・修繕業務に含む。

イ 新設・補修・更新業務の対象

- 1) 「第2章6(1)表1受注者の業務範囲」の統括マネジメント業務、巡回業務、コールセンター業務、害獣・害虫対応業務を除く業務項目の損傷箇所の新設・補修・更新、清掃等の業務。
- 2) 上記1)に示す業務項目で、受注者より実施の必要性を提案する業務。ただし、提案する業務の実施については、作業内容書及び見積書を市担当者に提出し、実施の可否の判断を受けなければならない。
なお、市は優先順位等を考慮し、実施の可否を判断するものとする。
- 3) その他、市が指示する新設・補修・更新業務。

ウ 現地処理作業の必要判断及び実施

- 1) 作業実施1週間程度前までに近隣住民等に作業案内(案内図、作業日時、内容等)の通知を行う。また、通知前に市担当者へ作業案内を1部提出する。
- 2) 新設・補修・更新業務は、市民等の安全に十分配慮し適切に作業を行う。
- 3) 作業実施時に市担当者が立会う場合又は立会いが必要な場合、実施日時を十分協議調整する。
- 4) 天候等により対応や作業が困難な場合は、安全性を十分確保したうえで、速やかに市担当者に連絡し実施日時を協議調整する。
- 5) 市から指示する業務は、作業内容を確認し適切に実施する。

エ 完了報告等

- 1) 「第3章3(1)ア2)業務報告」とは別に、業務完了後速やかに所定の様式で完了報告を行う。
- 2) 完了検査の実施については、市担当者と協議する。

オ その他

- 1) 市が指示する作業内容や方法等は現地確認等を行い、疑義がある場合は速やかに市担当者と協議する。
- 2) 支払い方法等については、市担当者と受注者で協議する。
- 3) 見積額が500万円を超える場合は、別途協議するものとする。

(2) 樹木剪定等業務の要求水準

ア 業務内容及び範囲

市道や法定外公共物等における倒木の処理、枯木の伐採、補植など、日常の維持管理に該当しない業務及び植栽管理に対する受注者からの提案に基づく業務を行う。

イ 樹木剪定等業務の対象

- 1) 対象区域内の市道及び法定外公共物等における倒木の処理、枯木の伐採、補植等。
- 2) 東地区、北西地区は、けやき並木通りのケヤキ等の剪定、倒木の処理、枯木の伐採、補植等。
- 3) 受注者から実施の必要性を提案する業務。ただし、提案する業務の実施については、作業内容書及び見積書を市担当者に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。

なお、市は優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。

- 4) その他、市が指示する業務。

ウ 現地処理作業の必要判断及び実施

- 1) けやき並木通りのケヤキ剪定を除く、樹木剪定等業務は、市担当者の承認を得て実施する。
- 2) けやき並木通りのケヤキ剪定業務等は、道路課及びふるさと文化財課の承認を得て実施する。
- 3) 作業実施1週間程度前までに近隣住民等に作業案内（案内図、作業日時、内容等）の通知を行う。また、通知前に市担当者へ作業案内を1部提出する。伐採を行う場合は、対象樹木にお知らせを2週間以上掲示する。
- 4) 樹木剪定等業務は、市民等の安全に十分配慮し適切に作業を行う。
- 5) 作業実施時に市担当者が立会う場合又は立会いが必要な場合は、実施日時を十分協議調整する。
- 6) 天候等により対応や作業が困難な場合は、安全性を十分確保したうえで、速やかに市担当者に連絡し実施日時を協議調整する。

エ 完了報告等

- 1) 「第3章3(1)ア2)業務報告」とは別に、業務完了後速やかに所定の様式で完了報告を行う。
- 2) 完了検査の実施については、市担当者と協議する。

オ その他

- 1) 市が指示する作業内容や方法等は現地確認等を行い、疑義がある場合は速やかに市担当者と協議する。
- 2) 支払い方法等については、市担当者と受注者で協議する。
- 3) 見積額が500万円を超える場合は、別途協議するものとする。